

令和6年2月定例教育委員会 会議録

2月定例教育委員会を令和6年2月27日（火）午前10時 市役所301会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴
委員 木澤和子 委員 渡邊智治 委員 野副紫をん

事務局 長谷川教育部長 小幡子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 高木主幹 野口指導主事 酒井指導主事

【文化スポーツ課】 坂野課長

【歴史まちづくり課】 加藤課長

【子ども未来課】 上原課長

記録者 学校教育課 和泉

傍聴者 0名

◆次第

- 1 開会
- 2 教育長報告
(前回会議録の承認)
- 3 付議事件の審議
 - 第46号議案 令和6年度定期人事異動内申について
 - 第47号議案 犬山市公立学校職員結核性疾患取扱規則の廃止について
 - 第48号議案 犬山城防災対策検討委員会委員の委嘱について
 - 第49号議案 犬山市勤労青少年ホーム管理規則等の一部改正について
 - 第50号議案 犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の廃止について
 - 第51号議案 犬山市教育委員会教育長事務委任規則等の一部改正について
 - 第52号議案 犬山市家庭児童相談室規程の廃止について
 - 第53号議案 犬山市児童厚生施設運営委員会規程の廃止について
 - 第54号議案 犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について
 - 第55号議案 犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正について
- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用承認に関する報告
 - (2) 令和5年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について
 - (3) 令和6年度地域未来塾実施について
 - (4) ヤングケアラー実態調査の報告について
 - (5) 病児保育事業について
 - (6) 3月・4月行事予定表について

- (7) 令和6年度年間計画について
 - (8) 「犬山の教育施策2024 学びの学校づくり」について
 - (9) 議会の議決を経るべき事件について
 - (10) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
 - 7 その他
 - 8 閉会

◆議事内容

| | |
|------|---|
| 教育長: | <p>開 会</p> <p>ただ今より2月定例教育委員会を開催します。</p> |
| 教育長: | <p style="text-align: center;">教育長報告</p> <p>皆さんおはようございます。暖かかったり寒かったり大変な毎日で、体調を崩しやすい状況でありますけども、本日は定例教へのご出席ありがとうございます。令和5年度末の教職員定期人事異動の内申案がまとまりました。本日の会議はこの内申案についてご協議をいただきお認めをいただいたのち、事務協の事務局であります岩倉市の教育委員会に報告をするという手はずになっております。こうした教職員の人事、特に校長教頭の人事につきましては、名古屋市の教育委員会が校長会、教頭会、教員組合などの教育関係団体から、推薦名簿とともに金品を受け取るという事案が明るみになりまして、今、マスコミでも大々的に取り上げられている状況でございます。名古屋市のような大所帯では、市教委がすべての教職員の人事を管理するというのは大変難しい。そのことについては理解ができます。従っていろんな団体から個々の教職員の活動状況について把握をするということも、1つの方法としては必要かなと思いますが、その際に金品の授受があったということ、これについてはやっぱり理解に苦しむ部分でございます。この事案を受けまして愛知県でも、大村知事が県内のすべての市町村の教育委員会に対して調査を実施いたしました。当然のことながら名古屋市以外のすべての市町村では、こうしたことは行われていないと思いますし、我がまち犬山につきましても一切このようなやりとりはございませんので、ご安心をいただくと同時に報告をさせていただきます。</p> <p>先週の22日には公立高校の学力検査がございました。そして、昨日今日と2日間ではありますが、公立高校のAグループ、Bグループそれぞれの面接検査が行われているところであります。3月6日水曜日が中学校の卒業式でありまして、その2日後の3月8日金曜日が合格発表になっております。すべての子どもたちが夢と希望に満ち溢れて次のステージで活躍できる大きな1歩が踏み出せるような、そんな状況になってくれることを期待いたしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>ます。</p> <p>それでは2月の定例教育委員会を始めさせていただきますのでよろしくお願ひします。前回の会議録を回しておりますので、承認をお願ひします。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p> |
| | 第46号議案 |
| 教育長: | 第46号議案「令和6年度定期人事異動内申について」、事務局お願ひします。 |
| | <非公開> |
| 教育長: | では、第46号議案「令和6年度定期人事異動内申について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各委員: | 異議なし。 |
| 教育長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第47号議案の審議に入ります。 |
| | 第47号議案 |
| 教育長: | 第47号議案「犬山市公立学校職員結核性疾患取扱規則の廃止について」、事務局お願ひします。 |
| 大黒課長: | この案を提出しますのは、来年度の機構改革に向けまして学校教育課所管の規則を確認している際に、現状に合わない規則が判明いたしましたので今回廃止をお願ひいたします。この規則は昭和29年、市制施行の頃ですが、その時に制定されたものを廃止するもので、附則として公布の日から施行するものでございます。なお、これは昭和29年のものですが、この規則には昭和24年公布の愛知県教育委員会規則第8号というものがございまして、その規則そのものが廃止されていますので現状にそぐわない規則と判断いたします。また学校での結核対策については、昭和33年に制定された学校保健法をはじめとして感染症関係法令がありますので、運用されていると判断いたします。 |
| 教育長: | ご意見ご質問ありますか。 では、第47号議案「犬山市公立学校職員結核性疾患取扱規則の廃止について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各委員: | 異議なし。 |
| 教育長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第48号議案の審議に入ります。 |
| | 第48号議案 |
| 教育長: | 第48号議案「犬山城防災対策検討委員会委員の委嘱について」、事務局お願ひします。 |
| 加藤課長: | この案を提出しますのは、犬山城防災対策検討委員会の委嘱をする必要があるからです。この委員会は犬山城管理委員会の部会的組織で、犬山城天守及び史跡犬山城跡の防災、防犯及びその対策に関する事項につ |

| | |
|-------|--|
| | いて調査し、または審議するために設置され、教育委員会が委嘱するものです。今回No.4名古屋市立大学教授千田嘉博氏1名を新たに委嘱するもので、委嘱期間はすでに委嘱済みの他の委員と同様としています。会議は年3回程度を予定しています。 |
| 教育長: | ご意見ご質問ありますか。 では、第48号議案「犬山城防災対策検討委員会委員の委嘱について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各委員: | 異議なし。 |
| 教育長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第49号議案の審議に入ります。 |
| 教育長: | 第49号議案 |
| 教育長: | 第49号議案「犬山市勤労青少年ホーム管理規則等の一部改正について」、事務局お願いします。 |
| 坂野課長: | この案を提出しますのは利用許可書等の様式の見直しをする必要があるからです。利用申請書と利用許可書を2枚複写式に改めるということで、利用許可書の方の申請者の位置を利用申請書に合わせて変更し改めるものです。勤労青少年ホームと同様に学習等供用施設、学校照明設備、文化会館、公民館、武道館、弓道場、野外活動センター、体育センターの各施設の利用許可書についても改めるものです。 |
| 教育長: | ご意見ご質問ありますか。 では、第49号議案「犬山市勤労青少年ホーム管理規則等の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各委員: | 異議なし。 |
| 教育長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 続いて、第50号議案から第55号議案の審議に入ります。これにつきましては一括して行いますので、順次説明をお願いします。 |
| 教育長: | 第50号議案 |
| 教育長: | 第50号議案「犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の廃止について」、事務局お願いします。 |
| 上原課長: | 第50号議案から第55号議案は機構改革関連の改正となります。順にご説明いたしますが、機構改革の内容をご理解いただくため、別資料になりますが、資料No.9の1ページ「機構改革の概要」を並べてご覧いただけたらと思います。子ども未来課を教育委員会部局から市長部局に移管し、子育て支援課と子ども未来課に、また文化スポーツ課は文化推進課とスポーツ交流課に分課となります。 それでは、第50号議案「犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の廃止について」ご説明いたします。 この案を提出いたしますのは、令和6年度機構改革に伴い、各教育委員会規則を廃止する必要があるためです。令和6年4月1日より機構改革により現在の子ども未来課は教育部から健康福祉部へ移管されるこ |

| | |
|-------|---|
| | とに伴い、2ページに記載があります「犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則」をはじめ、10の規則を教育委員会が定める規則から市長が定める規則に変更するため廃止するものです。 |
| 教育長: | 今説明があったとおりであります。こども家庭庁ができたことによって、子ども未来課が教育委員会に属しているよりもむしろ健康福祉部に移ったほうが、事務手続きがスムーズに行くということで協議をしてまいりまして、令和6年度から子ども未来課は市長部局へ移るわけです。ただソフト面では、今まで連携をしてきた部分については継続していきます。それから文化スポーツについては、中身が文化からスポーツから多岐にわたっておりますので、来年度から文化とスポーツと2つに分けるという機構改革が行われます。そのために子ども未来課が教育委員会の所管になっていきますが移しますという関係で、規則をいろいろ廃止する必要があるからということで説明がありました。 |
| | 第51号議案 |
| 教育長: | 第51号議案「犬山市教育委員会教育長事務委任規則等の一部改正について」、事務局お願いします。 |
| 上原課長: | この案を提出いたしますのは、主に令和6年度機構改革に伴い、5つの教育委員会規則の一部改正をする必要があるためです。機構改革により、現在の子ども未来課が健康福祉部へ移管することに伴い事務分掌を削除、また、現在の文化スポーツ課が文化推進課とスポーツ交流課に分課することに伴う事務分掌の改正や、各種審議会の庶務担当課を整理することなどに伴い改正するものです。 |
| | 第52号議案 |
| 教育長: | 第52号議案「犬山市家庭児童相談室規程の廃止について」、事務局お願いします。 |
| 上原課長: | この案を提出いたしますのは、令和6年度機構改革により、現在の子ども未来課は教育部から健康福祉部へ移管されることに伴い、当該規程を教育委員会が定める規程から市長が定める規程に変更するため廃止するものです。 |
| | 第53号議案 |
| 教育長: | 第53号議案「犬山市児童厚生施設運営委員会規程の廃止について」、事務局お願いします。 |
| 上原課長: | この案を提出いたしますのは、令和6年度機構改革により、現在の子ども未来課は教育部から健康福祉部へ移管されることに伴い、当該規程を教育委員会が定める規程から市長が定める規程に変更するため廃止するものです。 |
| | 第54号議案 |
| 教育長: | 第54号議案「犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について」、事務局お願いします。 |
| 上原課長: | この案を提出いたしますのは、令和6年度機構改革により、現在の子 |

| | |
|-----------|---|
| | ども未来課が健康福祉部へ移管による削除及び現在の文化スポーツ課が文化推進課とスポーツ交流課に分課することに伴う各課長専決事項を定めるため改正するものです。 |
| | 第55号議案 |
| 教育長: | 第55号議案「犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」、事務局をお願いします。 |
| 上原課長: | この案を提出いたしますのは、令和6年度機構改革により、引用する条文について教育委員会から市長が定める規則への変更に伴い改正するものです。 |
| 教育長: | 第50号議案から第55号議案について、ご意見ご質問ありますか。 |
| 教育長職務代理者: | この機構改革について説明を受けた中では、こども家庭庁ができたからという組織の都合という部分が非常に大きいと思われて、市民ファーストではないのかどうか気になります。組織がちゃんと機能することによって市民ファーストである、より市民にとって良い方向になるのであればすごくいいと思うので、今後それがやっぱり市民の方にとって、ゆりかごから墓場までという部分から切れてしまわないようにだけは、何かしらご配慮をしていただきたいという私のお願いです。 |
| 教育長: | ご意見ですが、むしろ1階で事が進んでいくから、市民ファーストという面ではこのほうが市民の方にもご都合がいいと私は思っています。そんなご意見もありましたので、今後6年度からの機構改革については、決して市民が不利益を被ることのないように配慮していきたいと思えます。ありがとうございます。他はどうでしょうか。 では、第50号議案「犬山市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の廃止について」、 第51号議案「犬山市教育委員会教育長事務委任規則等の一部改正について」、 第52号議案「犬山市家庭児童相談室規程の廃止について」、 第53号議案「犬山市児童厚生施設運営委員会規程の廃止について」、 第54号議案「犬山市教育委員会事務局決裁規程の一部改正について」、 第55号議案「犬山市立幼稚園条例施行規則の一部改正について」は、お認めいただけますでしょうか。 |
| 各委員: | 異議なし。 |
| 教育長: | 異議なしと認めます。この件は承認されました。 |
| | 通信及び請願 |
| 教育長: | 通信及び請願はありますか。 |
| 事務局: | ありません。 |
| | 協議・連絡 |
| 教育長: | 協議・連絡に移ります。 「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局をお願いします。 |

| | |
|-----------|---|
| 坂野課長: | <p>令和6年1月6日から令和6年2月13日の期間に後援名義使用の承認をした事業は17件で、そのうち4件が新規事業です。</p> <p>新規事業は、1件目が事業No.4「はたらくってなーに？おみせやさんごっこ」です。こちらは小学校1年生から4年生の児童を対象として、子どもたちにお金の大切さや働くことの大変さについて学んでもらうものです。参加費は無料で2回の開催を予定しています。</p> <p>次にNo.8「春の授業づくりセミナー」です。こちらは小学校の教員を対象とした学び合う学校づくりや授業づくりを映像や学習を交えて提案するセミナーです。</p> <p>続いてNo.15「子育て世代の未来を守るお金の授業」です。こちらは小中学生の保護者を対象として住宅資金や教育資金など、ライフプランやマネープランについて学ぶオンラインで開催する講座です。愛知県教育委員会の後援名義使用の承認も受けているとのことでした。</p> <p>最後にNo.16「笑”25周年記念事業」です。こちらは犬山市を中心に演舞によるイベント活動を行っている笑”の25周年を記念して、市民文化会館を会場にして行う演舞です。</p> <p>それから、今回後援名義使用を不許可にした事業が1件あります。「Spring Concert 2024～元タカラジェンヌがお届けする春のひととき～」ですが、こちらは南部公民館の講堂を会場として行う歌のコンサートですが、事業収支計画書によりますと事業収益がありましたので聞き取り調査をした結果、事業収益があるということでしたので、後援名義使用承認の審査基準にある非営利の事業に非該当になるので、不許可という決定をしたものです。</p> |
| 教育長: | <p>新規事業が4件で、継続が13件、不許可にした事業が1件。後援名義の使用を許可するには様々な条件をクリアしなければいけません。それがクリアできなかったということです。事業そのものは開催されます。何かご意見ご質問ありますか。</p> |
| 教育長職務代理人: | <p>事業収益が上がるということで却下されたということですが、新規事業で承認された「笑”25周年記念事業」は収益は上がらないのでしょうか。</p> |
| 坂野課長: | <p>お示しをいただいている事業収支計画書では、舞台の設営委託などで使うということで、収益は上がらないという申請をいただいております。</p> |
| 教育長: | <p>他にどうですか。よろしいですか。</p> <p>次に「令和5年度要保護及び準要保護等児童・生徒の認定について」、事務局お願いします。</p> |
| 大黒課長: | <p>今回は、2世帯3名の方から申請がありましたが、1世帯2名は認定、所得超過によりまして1世帯1名は不認定としました。また小学校新1年生を対象とする新入学準備金については、26世帯27名の方を認定</p> |

| | |
|-------------|---|
| | しました。こちらも所得超過によりまして7世帯7名は不認定としました。小学校の新入学準備金はお一人54,060円です。 |
| 教 育 長: | 小学校だけではなく、新中学校1年生も対象になりますね。 |
| 大黒課長: | はい。新中学校1年生は今の6年生の認定状況から認定として、お一人63,000円支給予定です。 |
| 教 育 長: | ご意見ご質問ありますか。 |
| 堀 委 員: | 当たり前ですが、これは保護者様が申請されて初めて支給されるということですね。 |
| 大黒課長: | はい。おっしゃるとおりです。 |
| 堀 委 員: | ということは、必要な方も申請されていない方がいるかもしれないということになりますか。 |
| 大黒課長: | そうですね。毎年申請をいただきますので、学年が変わる際には来年も申請してくださいとご案内差し上げることと、年初のところでは皆さんにお伝えしていますので、情報は行き渡っているものと思っております。 |
| 教 育 長: | 知らずに申請を忘れて、制度が利用できるのにできなかったという方がいないように配慮はしていけたらと思います。他どうですか。 では「令和6年度地域未来塾実施について」、事務局お願いします。 |
| 野口指導 主事: | 希望する中学生を対象に自習形式で学習を行い、元教員、非常勤講師等々の地域の方に指導員として入っていただき学習を見守っていただき、学習支援を行う場ということで続けている事業です。令和6年度もぜひ実施をさせていただきたいと思っております。今年度すべての会場を見て回りました。参加生徒についてはご覧のとおりです。合計49名の生徒が参加をしてくれました。令和4年度は36名の参加でしたので、13名増で本当によかったと思っております。それぞれの会場に2名から3名の指導員を配置させていただいて学習を見守りました。貧困家庭の参加率については、令和4年度19%、令和5年度16%、人数でいきますと令和4年度は7名、令和5年度は8名ということでした。各会場を回って感じたことになりましたけれども、全体の参加者が増加傾向ということで、会場によってはこれ以上来ると一杯だということもありましたけど、来年度もできればもう少し増やして、全体として60名程度の参加を募ることができたらと思います。参加意識は個人によって差がありまして、中には志望校に受かりたいという意気込みを持ってくる子、中にはお父さんお母さんにおしりを叩かれて、いつもなら寝ている時間に生活リズムを正すためにくる子、宿題を持ってくる子、自分で自主的に学習する内容を見つけて持ってくる子、受験の内容を持ってくる子、いろいろいましたけど、8月末の姿と2月の最後の姿ではそれぞれ大きく成長していましたので、それぞれ差はみられますが、それぞれの差の中での成長はあったかなと思っております。それからそれぞれの指 |

| | |
|-----------|---|
| | <p>導員の方も積極的に支援に入っていただいて、チームワークもよく本当にいい先生たちで感謝をしております。今年は1名欠員でしたので、できれば市費県費の先生方にお一人入っていただけると、子どもたちにも学校の先生が会場に来てくれるということで参加する意欲に繋がると思っております。令和6年度については今年と同じように20回、1回につき2時間の実施を計画しております。指導者、予算措置についてはそこに書いてあるとおりです。定員についても高学年優先、貧困家庭、学力低位者優先ということで、また3月に要保護準要保護の家庭には事前に案内を発送させていただき予定しております。実施日についても、それぞれの学校で定期検査の日には異なっていますが、それぞれの学校の日程に合わせて各会場の開催日を決定していきたいと思っております。</p> |
| 教育長: | <p>もともとは貧困家庭、塾に通えない子どもたちを対象に学習支援をしていこうというのがきっかけであったわけですが、そのために要保護準要保護家庭に案内を発送する、それから就学援助の通知と同封して郵送するというような措置をとっています。実際の参加人数は見ていただくと、本年度3校はそれなりの数がありますけど、1校ちょっと少ないところがあります。これは地域で別の学習塾をされてみえるんだよね。</p> |
| 野口指導主事: | <p>そうですね。月曜日の放課後にコミュニティ主催で30名から40名参加していて、この学び場みらいの指導員の方も、月曜日にそこで支援をされているということで聞いています。来年は10名に近いぐらい集められたらいいと思います。</p> |
| 教育長: | <p>個々にこういうのがあるよということを話してやれるといいかなと思います。そんな意見もあったということで、少しでも参加者が増えるような働きかけをして、無理に行かせることはないけどせっかくの機会ですので、また学校に伝えたいと思います。他にどうですか。</p> |
| 教育長職務代理人: | <p>外国籍の子の比率というのは、結構あったりするんでしょうか。</p> |
| 野口指導主事: | <p>調査はしてないですけど、見た感じ1人2人いらっしやいました。意欲的に来て、1回指導員の方にしっかりやらなければいけないよ言われて、折れて2ヶ月ぐらい休みましたけど、また復活して最後までやりきりました。</p> |
| 教育長職務代理人: | <p>日本語が通じなくて、学習的とか家庭的な部分とか、割と外国籍の子が多いのかなというイメージがあったので。</p> |
| 野口指導主事: | <p>これも本当に子どもたちの力ってすごいなと思うのですが、集まっている子たちは同じ学校のメンバーなので、その子がどれくらいの力を持っているかよくわかっているものですから、指導員の先生も教えるんですけど、友達も教えるんですね。子ども同士がやっている姿を指導員の方が見て、こういう言い方がいいなとか指導員の方が学ばれていて、そういう意味ではよかったのではないかと思います。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 野副委員: | わからないので質問ですが、8月から20回ということは2学期中のみの支援ですか。 |
| 野口 指導主事: | 実施期間は8月下旬から2月下旬になります。これは県の委託事業なので、本当は4月から3月までしっかりやりたいですけどなかなか難しいので、犬山は2学期制なので前期の終わりから後期の終わり近くまでの開催です。 |
| 野副委員: | 定期試験のタイミングと併せながらという感じなんですね。わかりました。 |
| 教育長: | 他よろしいですか。 では「ヤングケアラー実態調査の報告について」、事務局お願いします。 |
| 上原課長: | <p>アンケート調査の目的は、犬山市におけるヤングケアラーの実態把握と今後のヤングケアラー支援のために必要な検討材料を把握するため、市内に居住する小学生から高校生までのすべての子どもを対象に実施したところです。調査対象者につきましては、小学校中学校につきましては学習用端末1人1台配置されていますこの端末を持って、アンケート調査に答えていただきました。高校生につきましては高校1年2年相当の年齢の方に、はがきでQRコード付のものでアンケート調査を実施いたしました。従いまして1ページ目の回収状況にございますように、高校生世代は他の学年に比べて回答率が低い状態になりました。全体での回答率は71%です。調査期間は10月2日から11月30日となります。</p> <p>犬山市におけるヤングケアラーの現状ということで、他でも何項目かアンケート調査をさせていただきましたが、今回は抜粋をさせていただきました。「家族のお世話をしているか」ということで、小学生低学年から高校生までこういった割合となりました。ただし小学生低学年につきましては、お手伝いなのかお世話なのかという線引きが難しいところがありました。またこのアンケートは、学校の先生方に事前にアンケート項目の内容、聞き方、そういったものも負担のないような形で配慮いただいた形のアンケートとなったわけがございます。従いまして低学年につきましては少し実態とは離れてしまうかなということで、小学校高学年から高校生が4%から8%ぐらいがお世話をしているということで回答をいただきました。「お世話することで自分ができないことがあるか」ということでアンケートをしましたところ、小学生高学年は睡眠時間が足りない。中学生につきましても同様に睡眠時間が足りないということで回答がございました。「周りの大人に助けて欲しいことなどあるか」という問い合わせに対しましては、小学生高学年が、自分のことについて話を聞いてほしい。中学生も小学生高学年と同じで、自分のことについて話を聞いてほしい。高校生につきましては、お金の面で助けてほしい。こういったものが一番上位の回答となったところでございま</p> |

す。今ご紹介したのは全体の一部のアンケートの調査結果でご報告をさせていただきます。

現状といたしましては、ヤングケアラーと思われる児童生徒が一定数含まれているということが想定されます。あくまでもこれは回答いただいた件数の中からのパーセンテージで、ここでは最大でも子どもの約5%がヤングケアラーの可能性があるとということで、回答いただいた中での数ということでご理解いただきたいと思います。お世話の対象や内容につきましては家事が最も多く、加えて祖父や祖母の見守りなどの割合も多いということがわかりました。最後にありますが、今回の調査で高校生につきましては、自由記述で意見をいただきました。そうしましたところ、今回のこのアンケート調査でヤングケアラーという言葉を知ったというご意見があったりとか、ここに書かせていただきましたが非常に積極的な前向きな意見が多かったです。学校を通じて認知度を上げるべきだとか、社会の仕組みづくりをもっとすべきだとか、もっと知ってもらうべきだということで、様々な意見をいただいたことはとても収穫になったと感じております。

以上を踏まえまして、今後の支援方針、大きく3つの柱を立てさせていただきます。まずは1つ目、ヤングケアラーについて正しく理解する。先ほど申し上げましたアンケートでヤングケアラーという言葉自体を初めて知ったという児童生徒の方も多くございました。加えてこれは子どもたちだけではなく、周りの大人も含めて社会全体がヤングケアラーという言葉をもっと正しく理解する必要があると考えます。従いまして、児童生徒だけではなく地域を見守る関係機関、例えば民生委員さんやボランティアでやってくださっている方にも、ヤングケアラーということの内容だったりをもっと正しく理解いただくという意味の認知度を上げていくところでございます。そして2点目はヤングケアラーを見つけて支援するということです。家族のケアですでに福祉サービスを使っている方もみえます。そういったところだと一番家庭に入っている方が多いので、もしかしたらこの家のお子さんはヤングケアラーに該当するのではないかというところで、そういった事業者の方から、来年度は子育て支援課になりますが、われわれの部局のほうにご連絡をいただくことで、例えば既存の福祉サービスに繋げていくことで、ヤングケアラーの負担を軽減していくことに繋げていきたいと考えております。そして3番目です。ヤングケアラーが相談しやすい環境を整えるということで、アンケートの回答の中でも自分のことについて話を聞いて欲しいという、件数としては全体からすると割合は少ないですけど、やはり話を聞いてほしいという回答が多くございました。そもそも自分がヤングケアラーだという自覚がないということもあります。相談することが困難な状況も想定されます。やはり周りの大人に当事者に気付いてもらうとか、寄り添うとか、気軽に安心して話せる人や環境の確保というところ

| | |
|-------|---|
| | <p>ろでは、やはり小中学校の現場の先生方が家庭環境を把握していらっしゃると思いますので、そういったところからのアプローチであったり、スクールカウンセラーや先生方にも引き続きご協力いただきながら、ヤングケアラーの支援を来年度以降推し進めていけたらと考えております。</p> |
| 教育長: | <p>今回の調査で今後の支援方針ということで3点掲げてありますけど、アンケート調査が実態把握だけで終わらないということですね。これをもとに全てがこれでわかってしまうわけではないですけど、やはりどうやって支援をしていくかということだとか、或いは、本当に困っている子どもたちが、気軽に本音で相談ができるような窓口を提供するということが大事だと思いますので、これに向けてまた子ども未来課を中心に福祉課もそうですけども、また動いていければいいと思います。これについて何かご意見ご質問あるでしょうか。</p> |
| 木澤委員: | <p>意見というよりも要望になるかもしれないですけど、これだけ聞いてほしいという訴えがあるのに、スクールカウンセラーとか学校内にあると思いますがなかなかそこへ行けないという親も子どももいます。その中で県のほうに登録されている「子育てネットワーク」という方がみえます。市町村によっては活動されている方はみえますが、多分犬山はあまり活動されていない方が多いと思います。その方はアドボカシーということで何年か前から国の施策があって、子どもの立場になって聞く方ですけど、そことの両輪だと思うので、もう少しこの辺のところを犬山市としてどんなふうに関われるかということを検討していただけたらと思います。</p> |
| 教育長: | <p>なかなか困っている子どもが直接相談機関に連絡をすることは難しいと思いますし、学校も言いにくい部分もあるだろうし、そういう子を見かけたら、例えば民生児童委員の方もおみえになるし、周りの方々が動いて働きかけをしてあげるといったことだと思います。またそういった相談窓口を紹介していくことについても検討していけたらと思います。他はどうでしょうか。</p> |
| 野副委員: | <p>ヤングケアラーのことは臨床心理のほうでも大変今話題になっていますけど、どんな声が上がっているかということ、ヤングケアラーの子どもたちは介護やお世話が当たり前でずっと成長してきているので、まずそのこと自身が特殊な状況だという認識がないというアンケートがあります。それから特に中学生高校生の意見を聞いてみると、どうせ大人に言っても変わらない、担任の先生に言っても、行政に言っても変わらないからということで、何も言わずに黙々とケアを続けているという子どもたちがとても多いというアンケートが出ています。伺いたいですが犬山市の福祉サービスというところで、ヤングケアラーの子どもたちにどんなサービスを提供できるのかというところを教えていただきたいです。</p> |
| 上原課長: | <p>ヤングケアラーへのサービスというのは、その特化したサービスはあ</p> |

| | |
|-------|---|
| | りません。それぞれの福祉部局にある既存サービス、高齢者だったり障害福祉サービスだったり多岐に渡るわけですが、そういった繋げる先のサービスはありますが、ヤングケアラーとしてのサービスというのはありません。 |
| 野副委員: | <p>特化したものは多分どこもないと思いますけど、どんなメニューがあるか、どんなサービスがあるかということ自体もまず聞く気になっていない子どもたちが多いので、その辺りをどんなサービスが受けられるということがうまく伝わる、そういうことができるといいなと思います。諦めているというかそれが当たり前なので、疑問に思っていないということがとても多いということで、逆に声をあげてくれないのでサポートできないという現状があるので、その辺が上手くヤングケアラーの子どもたちをこちらが見つけて、そこで支援に繋げることができるといいと思います。</p> <p>それからもう1点、アンケートしていただいている、高校生の回答が非常に少ないということで、はがきで配っているのが当たり前だと思いますが、やはり大人以上に高校生になると一家を支えている子どもたちが多いので、高校生を対象にもう少し拾えるような調査をしていただくと非常に参考になると思います。</p> |
| 上原課長: | <p>このアンケートは小中学校までは市内在住で公立学校に通っていらっしゃる小中学生ということでほぼ網羅できるんですが、高校生につきましては、ご承知のとおり犬山市在住の高校生がすべて犬山高校や犬山総合高校に通っているという前提があればまさに犬山市の状況は把握できるのですが、ほぼ犬山市の生徒さんは外の高校に行ってしまうということになりますとなかなか。県としてはアンケートは既にやっていらっやっって県として把握できますが、今回の目的は犬山市ということになりますと、やはりこの手段といたしましては、はがきで高校1年生2年生相当のお子さんにお送りさせていただいて、返ってくるのを待つという形で、これが今できるベストな方法だと考えていたところです。一番高校生がこの対象になる年齢であるのではないかとということ、私どもも認識をしているところですが、まずはこういったところの状況だということからスタートを切ったということでご理解いただきたいと思います。</p> |
| 野副委員: | 犬山市にある高校というよりも、犬山市在住の高校生の対象の調査という理解でいいですね。わかりました。ありがとうございます。 |
| 教育長: | <p>他よろしいでしょうか。</p> <p>では「病児保育事業について」、事務局お願いします。</p> |
| 上原課長: | <p>かねてより保護者からニーズの高かった病児保育です。令和6年4月に、犬山中央病院敷地内で建物を建てていただいた中の一角を病児保育施設として、犬山中央病院で受けていただくことになりました。病児保育というのは、病気のために保育が困難なお子様で、家庭で保育を行うことが困難なお子様をお預かりする事業でございます。対象者はこちら</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>に記載のとおり、1番から5番のすべてに該当する方が対象となり、利用時間は記載のとおりでございます。定員は1日2名で、利用方法につきましては、利用日の前日までに犬山中央病院の「みどりの園」に電話予約をしていただき、かつ、市内のかかりつけの病院で受診をいただき、軽微な診断書になりますが書いていただいで、利用日当日に申し込んでいただき、この事業の利用をしていただくという形になります。本来ですとこちらは令和6年4月からの開始になりますので、まだ予算の審議というところをお認めいただいでないところではございますが、すでに犬山中央病院さんは3月からこの電話受付もしてくださるということで、お問い合わせの電話番号も掲載させていただいたものを市内の小中学校と子ども未来園幼稚園、私立、公立すべてのお子様の保護者に対して資料の方配布させていただきました。加えまして3月の広報でもご案内をさせていただきました。この場をお借りして、4月から病児保育を開始させていただくということでご案内させていただきます。</p> |
| 教育長: | <p>ここにたどり着くまでは随分長い道のりだったと思います。これについてご意見ご質問ありますか。</p> |
| 堀委員: | <p>利用料金が、私の知っている限りでは他のところに比べてそんなに高くない気がします。とてもありがたいなと思いました。それから対象者のところに、「本人またはご家族が新型コロナウイルスの陽性ではないこと」というのがありますが、今コロナウイルスがどうこうということがそれほどなくなった時に、インフルエンザなども結構怖い中でここにあったのがちょっとあれと思いました。</p> |
| 上原課長: | <p>受託者が犬山中央病院さん、医療機関になります。協議の中でこれは病院側の要望といいますか、そういったところでの擦り合わせでこういった要件を載せさせていただいたということで、どうぞよろしく願いいたします。</p> |
| 教育長: | <p>他よろしいでしょうか。 では「3月・4月行事予定表について」、事務局お願いします。</p> |
| 野口指導主事: | <p>長かった令和5年度もいよいよ終わりを迎え、令和6年度4月の始まりがやってまいりました。それぞれの学校では本年度の締めくくり、それから来年度いいスタートを切るために、子どもたちも先生たちも充実した日々を過ごしていることと思います。中学校3年生は修了式3月5日、そして翌日3月6日卒業式を迎えます。それから小学生は6年生が3月18日月曜日修了式、そして翌19日に卒業式を迎えます。それ以外の子どもたちは3月22日、幼稚園、未来園も含めまして、修了式卒業式を迎えるところです。それから春休みを過ぎて4月になりますと、4月4日小学校入学式、4月5日小学校始業式と中学校入学式始業式、未来園の入園式がまっています。我々教職員も3月29日に退職辞令伝達式、それから4月1日に辞令伝達式ということで、また職員が入れ替わって子どもたちのために頑張ったいと思います。4月22日</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>には小学校の授業参観PTA総会、犬山北小学校は4月27日土曜日に行う予定です。中学校の授業参観PTA総会は4月25日に予定をしております。定例教育委員会につきましては、3月13日水曜日、4月15日月曜日を予定しております。よろしくお願ひいたします。</p> |
| 教 育 長: | <p>3月4月の行事計画表についてよろしいでしょうか。 では「令和6年度年間計画について」、事務局お願ひします。</p> |
| 野口 指導主事: | <p>市内14小中学校の主な行事予定が、2月20日現在ですけれども掲載をさせていただいております。4月の動きは今お話をさせていただきましたが、4月12日から中学校で給食が始まり、小学校は4月15日から給食が始まる予定です。いろんな行事が計画をされております。実りあるものになって欲しいと思っております。先日の定例教でもお認めいただいたとおり、7月の授業の終了日は7月12日金曜日に授業が終わり、そこから夏休みに入ります。9月2日からまた授業、それから給食も始まりまして、いろんな行事が計画されておりますが、犬山市は2期制でございますので、10月11日金曜日に前期終業式を予定しております。15日火曜日後期の始業式ということでまた様々な活動が計画をされております。11月22日金曜日は県民の日学校ホリデーということで、県内多くの市町が22日にされていますけれども、犬山市も11月22日お休みになります。そして、12月23日月曜日に一旦授業を終えまして冬休みに入っていきます、1月7日からまた授業が始まります。2月の終わりには公立の入試、中学生の子どもたちが頑張っている取り組みと思っております。3月6日中学校3年生修了式、7日卒業式、18日小学校6年生の修了式、19日卒業式、他の学年は3月24日が最後の修了式、卒園式ということで予定をしておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> |
| 教 育 長: | <p>令和6年度の年間行事計画は確定ではなく現時点での予定です。 ご意見、ご質問ありますか。 では「「犬山の教育施策2024 学びの学校づくり」について」、事務局お願ひします。</p> |
| 主 幹: | <p>大きな変更はございませんけれども、赤文字が今年度からの変更点になります。主な点について説明させていただきます。2ページ(1)のイ少人数学級編制については、国と県の加配の少人数学級編制は完了しますので、中学校の少人数学級編制について加配をし、実現していきたいということで示してあります。5ページ(5)地域学校協働活動の実施のところですが、今年度から実施してはいますが地域学校協働活動推進員を委嘱して、それぞれの学校で活用していくということで加筆させていただきました。9ページ(2)スポーツの振興のア中学校部活動の改革になりますけれども、休日の部活動から段階的に地域への移行を進めますという形で、今年度1月から休日の合同活動を開始し、改革を進めていくということで加筆をさせていただきました。最後10ページ</p> |

| | |
|--------|--|
| | (3) のカ、ハラスメント相談窓口のところ、本年度から相談箱を各校に設置してありますので、相談箱を設置するところを加筆させていただきました。 |
| 教 育 長: | ご覧になられてお気づきの点、ご意見ご質問等ありますか。 |
| 主 幹: | これについては校長会と教育委員会の連名で出すものですので、校長会にも今、この資料についてご意見を伺っているところでございます。この後、もしお気づきの点がありましたら私の方に連絡いただき、次の3月の定例教のところで再度提案をさせていただいて、そこで決定とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 |
| 教 育 長: | もう1回ご意見を伺う機会があるということでもありますので、この後再度目を通していただいた際にお気づきの点、ご意見等があるようでしたら、次回定例教でお出しをいただきたいと思います。校長会でも議論をしておりますので校長で議論した結果、多少手直しをされる可能性もありますのでお含みいただきたいと思います。 では「議会の議決を経るべき事件について」、事務局お願いします。 |
| | <非公開> |
| 教 育 長: | 続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。 |
| | 「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案のその後について説明後、以下の意見があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・先月の事例で今回は今後も継続して様子を見守っている。新たな問題は起きてないと報告されているが、この件と思われる件について保護者から相談を受けたので、再度調査してほしい。 ・加害者に指導したつもりでもまた繰り返すということは、指導ができてないのではないか。何かこういうことを起こす内因があるのではないか。もっと話を聞いてやり、本当にこの子が自分の行動を改めるような指導をしないことにはこういったことを繰り返す。学校現場には最も効果があると思われる適切な指導をしてもらうよう伝えてほしい。 |
| | 自由討議 |
| 教 育 長: | 自由討議に移ります。発言はありませんか。 |
| 事 務 局: | ありません。 |
| | そ の 他 |
| 教 育 長: | 何かありませんか。事務局お願いします。 |
| 事 務 局: | ありません。 |
| | 閉 会 |
| 教 育 長: | これもちまして、2月定例教育委員会を終了（11：53）させていただきます。 |

【次回開催】 定例教育委員会 3月13日（水）10時 301会議室